

日清戦後の増税と酒造業

藤原隆男

一 はじめに

日清「戦後経営」の諸政策を支えた租税政策の意義については日清「戦後経営」論とし多くの研究が蓄積されてきている。とくに、日清戦後の財政問題を階級対抗の焦点とみなす観点から、地租や国税営業税の意義が解明されてきたが、酒造税を中心とした間接消費税の増税の問題について、石井寛治は最近の研究で「全体として階級対立に深刻な影響を与えたものとして、酒税に代表される間接消費税が相次ぐ増税の結果、租税体系において決定的な重みを持つに至った事実を重視」⁽¹⁾する見解を出された。たしかに、酒造税の増税にもなう自家用料酒の製造禁止や葉煙草専売は農民経済を圧迫し、葉煙草耕作農民の自給経済の解体に拍車をかけたのである。⁽²⁾しかしながら、酒造税を中心とした間接消費税の増税を可能とした理由は、地租増徴や営業税の国税編入反対運動にみられたのとは異なっており、「反対運動が起りにくいという事情に基づいていたといえよう」⁽³⁾という評価は少なくとも酒造税に関してみるかぎりでは一面的であるといわねばならない。

酒造業者の酒造税の増税反対運動は酒屋会議、第四議会における増税反対運動⁽⁴⁾として最も激しく戦われたが、日清戦争後の増税過程でも地方の零細酒造業者を中心として、増税に対するねばり強い反対運動がみられるのである。日清戦争後の増税問題をめぐって、酒造業者が増税反対運動から醸造技術の改良運動へと転回していくプロセスを検討することが本稿の課題であるが、この検討を通じて日清戦争後の増税を含む酒造業政策の意義を把握することにした。

- (1) 石井寛治「日清戦後経営」(『岩波講座日本歴史 一六、近代三』、岩波書店、昭和四五年二月)、八六―八七ページ。
 (2) 近藤康男『煙草専売制度と農民経済』(『近藤康男著作集第三卷』、農文協、昭和四九年八月)、井上晴丸「日本資本主義の確立と農業」(『日本農業発達史調査会編』『日本農業発達史 四』、中央公論社、昭和四九年一月)。
 (3) 石井寛治『日本経済史』(東京大学出版会、昭和五一年一月)、一三五ページ。
 (4) 藤原隆男「初期帝國議會下の全国酒家大会の運動」(『岩手大学教育学部研究年報』第三六卷)。

二 日清「戦後経営」下の増税

第四議會において酒造税の増税案を議會が否決したこともあって、日清戦争期までの酒造業の経営は相対的に安定した推移を示した。日清戦争による清酒需要の激増の結果、「酒価高騰し不時の利益を得る」⁽¹⁾盛況を呈したために、たとえば福岡県三潴地方では「この盛況をみた人々(十町歩内外の小地主)は小作米をそのまま売るより、これを酒にするに如かずと考えて、原料手持の有利なる立場に乗じて随所に酒造家となるもの簇出」⁽²⁾した。その結果、全国の醸造場数は明治二七年の一万四二六四から翌年には約三千の醸造場が創業または営業を再開して一万七二一九へと増加を示した。二九年に第九議會が日清戦後の第一次増税で清酒造石税を一石当り四円から七円へと、三円の増税が実施されたとき、第四議會で一円の増税に対して激しい増税反対運動を議會の内外で展開した⁽³⁾全国の酒造家は日清戦後の増税を「国民の義務として観念」⁽⁴⁾した最大の理由のうち「不時の利益」による酒造業界の好景気があった。

この好景気も、三〇年春ごろから戦後第一次増税の反動が現われはじめ、一〇〇石前後の零細酒造業の倒産、合同の動きがみられ、六月には清酒市況も売行不振を呈して不況に落ちこんでいった。七月にはいっても「醸造元は原料米価の安からざると、酒税増加の気構えにて売行にかかわらず、安値は不引合なるため売り紋る」⁽⁵⁾ことで酒価の下落に対応したものの、秋には稲作の不作のために米価が高騰する一方、第一一議會に明治三一年度予算の歳入不足額二三〇〇万円の財源として酒造

税の再度の増税案の提出が予想された。この状況から酒造仕込期を迎えた零細酒造家のなかには廃業あるいは休業の動きがみられ、暮には不況の進行のために酒造仕込資金の不足へと発展していったのである。しかし、「酒造業者の多くは、多少の財産を有し且一方、農業を兼ね又は他の収入に由て、補ふ所ある故」に⁽⁶⁾、また議會解散で増税案が見送りとなったことから、第一次戦後恐慌は清酒の造石高の縮小に直結するまでにいたらなかった。

第一三議會における戦後第二次増税は「地租及ヒ酒税ヲ主トシテ之ニ加フルニ所得税、登録税ノ改正」⁽⁷⁾によって、三二年度予算の歳入不足額三七六〇万円を補うというものであった。このときの清酒造石税は五円増税して一石当り一二円となった。この増税案をめぐって全国酒造組合聯合会（全酒聯）は大きく方向転換をとげていった。全酒聯は三一年九月に臨時代表者會議、同一一月に臨時大会を開催して増税問題を協議した結果、第四議會以来の増税反対の態度から増税を容認する方向に転換する一方、自家用料酒の製造禁止、正業者保護要求をかがげて一三議會に対応したのであった。増税容認という方向は多分に灘を中心とする大規模酒造家の考え方を代表したものであり、酒造業保護要求は増税反対の態度をもちながら地方の零細酒造家の主張するところであった。

酒造税の第二次増税は明治三二年一月から実施されたが、この増税の酒造経営に与えた影響は大きかった。明治三二年一〇月から翌年三月までの酒造期間の廃業者は東北五二、関東四五、北陸三六、東海三四、中国一一、九州二四、近畿でも九件に達した。⁽⁸⁾酒造税の納税不能による不納欠損額は三二年度の七万五〇〇〇円から三三年一八万円と約二・五倍に増加している。⁽⁹⁾増税による酒造業への打撃は東北・関東の零細酒造業者に対して最も強烈であった。明治三二年五月、栃木県の小堀貞吉は全酒聯副会長の立場から灘地方の酒造家の増税容認の態度を批判する一方で、関東・東北の酒造家の不利な状況を酒価問題として説明している。すなわち、関東・東北の酒造家の酒価は一升二〇銭に対して灘酒は四〇銭の高価格であるから、酒造税一二銭を差引くと、前者の利益は八銭、後者二八銭となり、灘は関東・東北の三・五倍の高利益となっている。この結果、酒造業の利益は灘地方に占奪されていると述べ、酒造税法を造石税方式から従価税方式に改正すべきことを主張したの

である。⁽¹⁰⁾彼の主張は酒造業界を二分する論議にまで発展し、灘酒造業を中心とする大規模酒造業者と地方の零細酒造業者との対立関係を深めていく導火線となった。

このときの増税を認める際の交換条件となった酒造業保護要求、すなわち自家用料酒の製造禁止（明治三二年一月実施）と酒造税法中に酒造組合設置条項の規定（第四〇条として追加され、これにもとづいて三二年七月酒造組合規則制定）を實現したことは次の点で地方の酒造業者にとって大きな意義をもつものであった。自家用料酒の禁止の實現は、これまで清酒市場と競合関係におかれていた地方の零細酒造業に清酒市場の拡大を保障するものであった。また、酒造組合の設置規定はこれまでの酒造家の酒造組合への任意加入から脱して、強制加入の途を開き、酒価の安定と市場の確保の實現のための相互規制と納税上の連帯保証などを法律上で保障・規制したことである。

戦後第二次増税を契機に、関東・東北の酒造業をはじめとする地方の零細酒造業者は政府の酒造業保護政策に支えられて、灘地方の酒造業と清酒価格問題をめぐる対立関係を深めていった。翌三三年六月の北清事変の発生と第二次戦後恐慌、そして三四年の第三次増税の実施の過程で、両者の対立関係は絶頂に達し、全酒聯は分裂の危機を迎えていくのである。明治三年の酒況を『醸造雑誌』の東京酒況記事でみると、三月から酒況は不活発の様相を呈しはじめ、四月三日の立合では上方酒中物一〇駄の最高価格は前月の一六五円から一五五円に下落した。五月の花見時に一時は好気配に転じたものの、六月にはいり古酒在庫量が前年の二倍に達したほか、上方新酒の入荷増から一七日の東京清酒問屋の仲間市場では新酒の建相場を見ることさえできなかった。七月三日の立合にも相場は出ず、「近来稀有の大不況」となった。八月九日の立合では酒価はさらに下落して一五〇円となった。九月、一〇月にも在庫量は一方向に減らず、酒造税の納期の迫った十一月には酒造家は納税の必要から資金需要の増大をまねき、清酒の出荷を増加した結果、東京清酒問屋の在庫量は約四万駄を記録するにいたっている。

この年の六月の北清事変の勃発に対して派兵を決定した政府は七月にこの事件費支出の必要から三四年度予算編成上、酒

増税を含む増税案を閣議で論議を開始した。しかし、この増税問題は山県内閣から伊藤内閣（第四次）への交替で一時たち消えの状況となったものの、一月には第一五議會をまゝに再浮上することとなった。不況のおりから、この増税案に酒造業界は危機感を強め、「誰れか近今の東北に涙なきを得んや」といわれるほどに地方の零細酒造業経営に与える打撃は大きかった。東北・関東・北陸、さらには近畿の酒造業者は第一五議會に向けて増税反対の態度を決めて増税反対運動を開始していった。このとき、酒造業界の言論を代表している醸造雑誌社は、この動きに反対の態度を示し、酒造家の担税能力は充分あり、かつ増税は必至の状況にあるとの判断から、全酒聯は「宜しく交換的応諾を為すの方針」を採るべきであると主張して、つぎの四項目の条件を提示した。(一)醸造改良を課題とした醸造研究機関の設置、(二)清酒の輸出振興策、(三)混成酒の製造禁止、(四)酒造税の納期改正、を政府に要求し、増税に応諾すべきであるというものであった。⁽¹³⁾

明治三四年一月、第一五議會に酒造税の増税法案が砂糖消費税、海関税とともに提出されると、同二三日全酒聯は臨時大会を開いて増税問題への対応を協議したが、その論議は灘地方の酒造業と関東・東北・九州地方の酒造業との対立を決定的なものにしただけであった。関東・東北・九州などの酒造家は議會に向けて酒造税の増税反対運動をおこなう必要を主張したが、灘の渡辺徹全酒聯会長は灘の大規模酒造業者の動向と醸造雑誌社の交換的応諾の方向で大会運営に臨んだだけでなく、増税反対議案の審議に対して渡辺会長は会長辞任問題を提起して増税反対派に対抗するほどであった。全酒聯大会は第一五議會での第三次酒造税の容認の交換条件として、新規酒造業者の営業許可条件を二〇〇石以上の製造石数であること、酒造税の第四期分の納期を五月とすること、滓引減量を査定石数の $\frac{2}{100}$ 、貯蔵減量を同 $\frac{8}{100}$ をそれぞれ控除すること、などの酒造税法中の改正、清酒醸造試験場の設立の要求を決めたのである。ところが、議會は皮肉にも、酒造税の増税（二二円から一五円に増税、三四年一〇月実施）のみを決め、全酒聯の要求はすべて無視される結果となった。全酒聯のこの敗北の痛手は重大であった。酒造業界の不況下で、増税のみを背負って開かれた三五年五月の全酒聯大会は、渡辺会長の欠席、小堀副会長の辞任に発展し、灘と関東・東北の酒造業の対立は頂点に達したのである。この大会を最後に、全

酒聯は事実上解体し、明治四一年の再建大会まで休会する事態となったのである。

第三次酒造税の増税を背負ってスタートした明治三四年上半期の酒造業界は、「未曾有の不況にして、本年一月頃より漸次相場低落の傾向を呈し、市毎に三五円づつ直押し、七八月頃に到りて安直の極度に達し、昨年の当時に比すれば品に依り上物一割乃至一割、下物は二割以上三割方の下落を現はせり、之が為め各地酒造家及び清酒問屋の困難一方ならず、中には破産閉店の不幸に遭遇したる者、又は滞納処分を受けたる者も少からず」⁽¹⁶⁾状況の中で推移した。下半期に入っても不況は続き、『醸造雑誌』の東京酒況の記事は、九月は例年の半分の売行と報じた。一〇月からやや保合に転じ、一〇月保合、一二月底堅し、という酒況であった。この未曾有の不況で醸造場数は減少に転じ、三四年一万三七七〇から三五年一万二四九六に、造石高一〇〇石以下の零細酒造業者を中心に一二六四の醸造場が廃業または休業している。⁽¹⁶⁾同じ期間に造石高も四二五万石から三五一万石に減少した。とくに関東・東北・東海・中国・九州の各県は軒並み減少し、同じ期間に一〇%〜三〇%も減少したが、灘五郷は醸造場数、造石高ともに増加するという現象を示している。⁽¹⁷⁾

日清「戦後経営」下の三次にわたる酒造税の増税過程は自家用料酒の製造禁止と酒造組合設置などの酒造業保護政策の側面を表現したものの、他面では灘五郷を中心とした大規模酒造業と地方の零細酒造業との対立を深め、全酒聯の分裂・休会へと展開させた。ことに、明治三四年の第三次増税は経済不況と重なって、零細酒造業の経営危機をまねき、廃業、休業を激増させた。明治二九年の第一次増税、三二年の第二次増税、三四年の第三次増税が酒造業経営に与えた影響は清酒卸売価格に占める酒造税の割合をそれぞれ三六・八%、四八・〇%、四八・四%と増大させ、収益率を一五・八%、一四・九%、一二・二%と低下させたのである。⁽¹⁸⁾

註

(1) 『醸造新報』第四六号(明治二八年二月二十五日)、社説「廿八年終刊」。

(2) 首藤謙『三瀧清酒の沿革』(三瀧酒造組合、昭和二八年三月)、一六ページ。

- (3) 藤原隆男、前掲。
- (4) 『醸造新報』第四七号(明治三十九年一月十五日)、雑報「三税法案の提出」。
- (5) 『醸造雑誌』第二五二号(明治三〇年七月二十六日)、酒況。
- (6) 同前、第二五五号(明治三〇年九月一日)、論説「全国酒造組合聯合会委員諸氏に望む」。
- (7) 『明治財政史』第三卷、九七四〜九七七ページ参照。
- (8) 『醸造雑誌』第三〇一号(明治三三年九月十五日)、社説「酒造税の増課愈々来らんとす」。
- (9) 『東京経済雑誌』第一二二一号(明治三六年一月二八日)、時事「酒税庫出課税主義(第一)」。
- (10) 徳田浩淳「栃木酒のあゆみ」(栃木県酒造組合、昭和三六年九月)、七七二ページ以下参照。
- (11) 『醸造雑誌』第三〇四号(明治三三年二月十五日)、彙報「酒造税増課問題」。
- (12) 同前、第三〇二号(明治三三年一月二五日)、社説「酒造税の増課愈々来らんとす(承前)」。
- (13) 同前、第三〇五号(明治三四年一月二五日)、彙報「酒造税増課問題」。
- (14) 愛知県知多郡の酒造組合の機関紙『豊醸組報告』第一号(明治三四年一月二八日号)は、明治三三年二月二日に京都、堺、和歌山、播州、大阪、九州、灘、愛知の各酒造組合が参加して開催した一府三県酒造組合聯合会では灘は増税に対して表面上反対しているにすぎず、九州、和歌山は熱心に反対していると記述している。なお、豊醸組は同年二月二八日の臨時総会で増税反対運動の推進のために、東海四県酒造組合聯合会の開催要求を決議している。
- (15) 『東京経済雑誌』第一〇九九号(明治三四年九月二二日)、雑報「清酒の現況」。
- (16) 『主税局統計年報書』(第三〇回)によると、明治三五年の酒造業廃業者は四九二醸造場で、うち造石高一〇〇石未満の廃業者は全体の八〇%以上を占めた。
- (17) 不況下における灘酒造業の発展の要因に積極的な清酒市場の開拓があった。とくに、この時期における海外市場への進出が目立つ。たとえば白鶴酒造は明治三一年に台湾、三五年に朝鮮へと市場の拡大をおこない、これにともなって蔵数は三一年の五蔵から三五年八蔵へ、造石高は同じ時期に五四六一石から七八二四石に増大している(山片平右衛門編『白鶴二百三十年の歩み』白鶴酒造株式会社、昭和五二年一月)。辰馬本家酒造の白鹿は日清戦争後の明治二八年に台湾辰馬商會を設立して台湾市場への進出をおこない、明治三六年の総販売高の二四%は台湾であった(矢野孝之輔編『第十三代辰馬吉左衛門翁を顧みて』、辰馬本家酒造株式会社、昭和五〇年一月)。また、京都伏見の小倉酒造の月桂冠は明治三二年に灘に進出して規模拡大をおこない、

三五年から横浜・沼津地方に市場を拡大している（石井教道『大倉家沿革誌』、石井教道、昭和三年一月）。

（18） 鹿又親『最近酒造経営論 前編』（醸造協会、大正三年八月）、四三七―四三八ページより算出。

三 醸造技術問題の展開

日清戦後の三次にわたって実施された酒造税の増税過程は酒造経営を圧迫し、担税能力の引き上げを要請したのであった。この時期に地方の酒造業は担税能力―納税保証の必要から土地集積をおこない地主兼営酒造業の方向を強める一方、増税問題は酒造業の産業体質に照明を与え、酒造家をして近代産業への転換を模索させる契機となった。とくに、灘五郷酒造業と関東・東北の酒造業の対立の根底にあった酒価の価格差問題は酒造業経営の体質の差を浮彫にした。清酒価格差の問題は清酒醸造技術上の差としてとらえられ、地方の酒造業者は酒造経営の苦境からの脱出口をこの醸造技術問題に求めていたのである。明治三四年の第三次増税と不況の進行は、酒造家の醸造技術改良問題への取組みを決定的なものにしたのである。

醸造技術問題は秘传的・経験的な技術批判と学理応用を基礎とした科学的醸造技術の実施を主張する醸造学研究者によって提起され、税務技術官によって軌道づけられていくという特徴をもっていた。明治三四年一月、醱酵化学研究を終えてドイツ留学から帰朝したばかりの古在由直は東京化学会で講演し、醸造技術の学術的研究の必要と醸造技術改良上の方向は純粹酵母使用による酵母の製造であると述べた。古在はさらに四月、「日本酒醸造法の改良と研究機関の設備に就き」講演して、日本の醸造技術の改良上、酒造出稼労働者の改良、とくに「杜氏」改良と醸造研究機関の設置の必要をドイツの事例を紹介して研究機関の意義を強調したのである。この時期の当面の課題は年間四〇〇万石の清酒の腐敗問題と増税・不況下での酒造経費節約問題であったから、古在説は純粹酵母使用によって複雑な酵母製造工程を省略する方法で、酒造経費の節約を実現し、かつ清酒の腐敗を解決する一石二鳥の醸造技術改良説として酒造家の感心を引きつけるのに充分な論理であった。同年八月には東

京高等工業学校の奥村順四郎は「日本酒の醸造に就て」⁽³⁾述べ、純粋酵母を酒母(醗)に添加して酒母製造をおこなう添加法の有効性を主張した。そして、東京高等工業学校の添加配法による醸造研究の結果では在来配法の約四分の一の日数で清酒醸造の可能なことを披歴している。古在の酵母の純粋培養説、奥村の添加配法はすでに明治二五年頃に発表された学説であったが、この醸造技術は「学者の酒造法」として、しばらくの間酒造家(とくに杜氏)の敬遠するところであった。奥村は明治二九年から東京高等工業学校で古在説の純粋酵母による試験と、添加配法の試験を開始し、その成績の結果が明治三〇年代の中頃から醸造研究者、改良家に注目されるにいたつたもので、それは醸造技術の改良上に「学理応用」の醸造の有効性を告げるゴングであった。

他方、政府部内でも増税による歳入増加を実現する観点から、すなわち、酒造税の税源涵養上から醸造技術問題の重要性を認める動きが明治三四年七月、曾禰大蔵大臣の地方官へのつぎの訓示となつて現われた。それは、「酒類製造の改良は種々の点に於いて利益あり、現に東京高等工業学校に於ては其改良の研究中にして漸く良好なる結果を得たりと聞く、就ては早晩之を示すに至るべければ其の時に当ては宜しく当業者をして其改良法に従つて造石し速に製造を軽減する方向に進まんとを勧誘せられんことを望む」⁽⁴⁾というもので、奥村の主張する添加配法を政府の醸造技術の改良法として普及・指導をおこなうことを公表したものである。この訓示を醸造雑誌社は「官民期せずして其意を全ふせるものにして斯業の改良発達は正に漸く期得すべき氣運に達したるもの」と評価した。これを背景に同七月、農商務省の各局長は醸造試験所の設置を農商務大臣に上申し、同時に大蔵省と交渉の結果、農商務省は日本酒醸造改良実験及講習所設置調査委員会の設置を決め、⁽⁵⁾農商務官僚によつても醸造技術研究と技術改良運動が推進されることとなつた。この委員会は東京高等工業学校校長手島精一、工業試験所長高山基太郎、東京帝国大学農科大学教授古在由直、大蔵省鑑定官矢部規矩治をメンバーとして発足し、同委員会は明治三四年八月に農商務省の管理する醸造試験所を東京に設置することを決議した報告書を農商務大臣に提出した。この報告によると、醸造試験所は「特ニ清酒ノ品質及其ノ醸造方法ヲ改良シ酒造家ヲシテ其ノ実績ヲ挙ゲシムルコトヲ以テ目的」として、醸造方法

の改良、腐敗防止、品質改良、四季醸造の開発、醸造講習の開催など一項目の事業内容を提示している。⁶⁾この醸造試験所の設置は全酒聯が酒造業保護の一環として、さきの第一五議会に要求したところであった。政府は明治三五年度から二か年の継続事業とした醸造試験所の設置を決め、第一六議会に設置予算二六万五五四円を要求した。一方、大蔵省は三五年一月に税務行政機構の強化をはかり、税務管理局を税務監督局と改称して部制を採用し、三二年に設置した鑑定課を鑑定部に昇格させ、また税務署に新たに鑑定課を設置して醸造技術官を配置するなど、税務行政上からも酒造業者に対する醸造技術指導の体制を整備することとなった。このときの鑑定部(課)の事務分掌は、醸造物の「分析」と「鑑定」であったが、鑑定部(課)の技術官は曾禰大蔵大臣の訓示の方向で醸造技術改良の指導、講習を進んで実行するものであったことは後述のとおりである。

明治三四年の第三次増税を画期に、政府部内における醸造技術問題への関心の高まりは酒造税の増税後の全酒聯の分裂、休会へと発展した酒造業界の混乱と政府への不満の高揚に対する対応でもあった。増税後に各地で激発した末端の収税官吏と酒造業者とのトラブルの原因は増税に対する生産点での抵抗であったのである。曾禰大蔵大臣がさきの地方官に対する訓示で、酒造業者の収税官吏への職務執行妨害には警察を利用して取締強化をすべきことを述べている。内海内務大臣も、「酒造税法の施行に際し免許製造者又は無免許製造者にして往々暴力を以て収税官吏の職務施行に抵抗する者有之右収税吏に対しては主務大臣より規戒せられ居る次等有之も尚警察官吏に於ても法令に規定ある場合は勿論常に是等行為を予防するに決意し必要な場合に臨んでは適応の援助を与しむる様取計ふへし」と地方官に訓令し、警察権を背景にした収税業務の強化を必要とするほどに、増税に対する酒造業者の抵抗が強まっていたのである。⁸⁾

政府の酒造税の増税と収税業務の強化、全酒聯の分裂・休会、増税による酒造経営の悪化の進行と灘酒との対抗、こうした袋小路からの脱出口として地方の零細酒造業者は酒造税の第三次増税反対運動のエネルギーを醸造技術の改良運動へと急転回していったのである。それは、「学理を説く時代」から「学理を応用さんとする時代」、あるいは「改良を促す時代」から

「改良を実験するの時代」の到来を意味し、秘伝的・経験的な醸造技術批判をともなって展開した。明治三四年から三六年までの酒造業界の醸造技術の改良運動の状況を、『醸造雑誌』の記事でみるとつぎのようであった。

明治三四年

五月、五掛法の荒井伊兵衛が中心となって千葉・茨城・群馬・埼玉の酒造家は「醸友会」を結成して春・秋二回の酒造上の技術研究、実験を開始(三〇九号)。六月、広島県酒造組合は総会で広島県醸造研究所の設立を協議(三一〇号)、山口県酒造組合は広島税務管理局で醸造技術講習会を計画(同前)。十一月、出雲国酒造組合は松江市に清酒醸造試験所を開設(二五、三二六号)、佐賀県下の酒造家は佐賀市に佐賀県酒造研究所を開設(三一六、三一七号)。

明治三五年

四月、仙台市の酒造家は仙台酒造研究所の開設を計画(二月開設、三二〇、三二八号)。八月、和歌山県伊都郡好寺林の酒造家溝端久太郎は改良醸酒法伝習所を開設(三二四、三二六号)。九月、阿波国酒造組合は酒造伝習生の派遣と酒造巡回教師の招聘を決定(三二七号)。一〇月、山口県酒造組合は総会で佐波郡に山口県醸造試験場設置を検討(三二八号)、土佐酒造組合は清酒改良学理応用模範醸造所設置調査委員会を開催(同前)。この年、愛媛県に三豊酒造模範醸造所が開設(三三五号)。

明治三六年

五月、富山県砺波酒造組合は灘より教師を招聘して醸造研究場を開設(三三五号)。六月、四国酒造組合聯合会は酒造研究所の開設と杜氏の定期酒造講習会の開催を協議(三三六号)。七月、大分県酒造組合聯合会の酒造模範醸造所の設置見込(三三七年度開設、三三六、三四四号)、福島県下では仙台税務監督局と協議して県下各地で酒造講話会を計画(一〇月開催、三三六、三四〇号)。八月、阿波国酒造組合臨時総代会は杜氏夏期講習会の開設を協議(三三七号)、千葉県酒造組合聯合会は第一回酒造指導講話会を開催(三三七号)、香川県観音寺町で三豊酒造講話会を開催(三三八号)。九月、岐阜県東濃四郡の酒造家は醸造試験所の設立を協議(二月設立、三三八、三四一号)、愛媛県越智、周桑、新居三郡酒造組合聯合会は今月中旬より今治町で酒造杜氏

講習会を開催予定（三三八号）、千葉県酒造組合は総会で酒造巡回教師の雇用を協議（三三九号）、第一回岡山県美作五郡聯合清酒醸造講習会を開催（三三九号）、山口県熊毛郡は郡費で杜氏講習会を開催（酒造稼人五〇〇人余のうち二〇〇人参加、三三九号）、香川県長尾、土庄、高松の三税務署管内で酒造杜氏講習会の開催予定（三三九号）、一〇月、愛知県酒造組合聯合会は岐阜、三重県下の酒造家と一致して酒造試験所の設置を協議（三三九号）、鳥取市酒造組合、八頭郡酒造組合は兵庫県多紀郡から酒造巡回教師を招聘（三四〇号）、岡山県浅口郡玉島町で第二回清酒醸造法講習会を開催（三四〇号）。一月、新潟県西蒲原郡役所で醸造改良講習会を開催（三四一号）、福岡県久留米市で一市六郡の醸造改良講習会を開催（三四一号）。

以上の事例から知られるように、明治三四年を画期に高揚した醸造技術改良運動は県および郡レベルの酒造組合を基盤に全国的規模で展開している。その運動の内容は第一に醸造試験・研究所の設置運動（広島、出雲、佐賀、仙台、山口、土佐、愛媛、富山、四国、大分、岐阜、愛知）、第二に醸造講習会の開催（山口、四国、阿波、福島、香川、愛媛、岡山、新潟、福岡）、第三に酒造巡回教師の招聘（阿波、千葉、鳥取）である。この時期の酒造組合による醸造試験・研究所の設置状態は、多くのばあい酒造家の醸造場に併置するものであった。第二の醸造講習会は当初は酒造家およびその子弟を受講者として開催され、しだいに酒造出稼労働者へと拡大していったが、講習内容は「学理」を中心に数日間にわたって実施している。たとえば明治三六年九月二七日から一〇月九日までの期間で開催した岡山県美作五郡聯合会清酒講習会（第一回）の講習科目は、理化学応用、炭水化物醗酵素、醸造に関する微生物、（酒母の一筆者）純粹培養法、醗酵及腐敗、醸造用水、醸造用米、麴及酒母、醗及清酒、防腐法の一〇科目で、醸造技術全般にわたる体系的な内容であった。⁹⁾

ここで注視すべきことは酒造組合の醸造技術改良運動の中から、とくに醸造講習会の中から地方の酒造出稼労働者の養成に再編問題が提起され、酒造出稼労働者を中心とした杜氏講習が登場したことであろう。酒造先進地灘への出稼労働者たる兵庫県多紀郡の丹波杜氏や同県有馬郡母子杜氏¹⁰⁾のばあいはいうまでもなく、彼らと対抗関係におかれていた四国の越智杜氏、

伊方杜氏、西宇和杜氏、山口県の熊毛杜氏などの地方の酒造出稼労働者の養成問題の登場である。すなわち、さきの事例にみるように、明治三十六年の四国酒造組合聯合会の杜氏講習会の開催決定にもとづいた愛媛、香川、徳島における杜氏の講習会の実施、同年の山口県熊毛杜氏講習会はその先駆的事例であった。日清戦後の増税過程で、彼ら酒造出稼労働者は高い酒造税と安い酒価の谷間にあって、その醸造技術の責任者として最も弱い立場にたっただけでなく、醸造技術者としての資質（専門性）が問われることとなり、秘伝的醸造技術の担当者としての「杜氏」の受難の幕あけを意味した。たとえば、奥村順四郎は「……欧米に於ては醸造上學理の応用広く行届いて居るのに独り本邦のみ在来の醸造法に依頼して安閑として居る訳には往くまいと思ふ。何故今日まで我國の醸造事業が発達せざるやと云ふに技術家即ち杜氏なるものは……其醸造中失策して得意を失はぬやう年来自分の行ひ来りし旧法をくり返しくり返し行ふのみで己れの會て習ふたことのない方法は如何なる良法でも棄てて顧みぬと云ふ有様であるから十年一日の如く少しも進歩しないのである。此の如く醗酵の學理を知らずして在来の旧法のみを墨守する杜氏に國家の大財源たる酒造を一任し置くとは誠に危険至極な次第である」と述べている。「旧法のみを墨守」して學理を學ばない態度に批判が向けられており、この点では古在由直も同じ認識の立場から、彼は「杜氏は専門の酒造者ではない」と断言するのであった。日清戦後の酒造出稼労働者の養成を目的として登場した醸造講習会は「旧法のみを墨守」する「杜氏」の改良に主眼がおかれたために、「學理」の一方的な伝授であった点に限界があった。日露戦後に本格化した酒造出稼労働者の養成は「經驗」と「學理」の統一のうえに講習会活動を展開した点と対照をなすが、この酒造講習会はそれまで徒弟的關係でのみ結合していた酒造出稼労働者を横断的に組織していく契機となった意義が大きかった。

酒造組合の醸造試験研究所も醸造講習会も、その技術上の指導者は税務監督局の鑑定部あるいは税務署の鑑定課の技術官であったことは、これらの内容が「學理」の一方的な伝授にあったことと無関係ではなかった。福島県の酒造講習会では仙台税務監督局鑑定部長池内要治、香川県では丸龜税務監督局鑑定部長小原技師、観音寺税務署の吉田技手、山口県では広島

税務監督局鳥居巖治郎技手、等々のように、醸造講習会の講師として活躍しているごとくである。彼らはまた、醸造講習会の組織者としても、さらに杜氏組合の組織者としても積極的な役割を果していったのである。⁽¹³⁾

註

- (1) 古在由直「日本酒醸造の改良に就て」(『醸造雑誌』第三〇五号、明治三十四年一月一日)。
- (2) 古在由直「日本酒造法の改良と研究機関の設備に就きて」(『醸造雑誌』第三〇八号、明治三十四年四月一日)。
- (3) 奥村順四郎「日本酒の酒造に就て」(『醸造雑誌』第三一二号、明治三十四年八月一日)。
- (4) 『醸造雑誌』第三一一号(明治三十四年七月一日)、社説「曾禰大蔵大臣の訓示を読む」。
- (5) 同前、第三一二号(明治三十四年七月一日)、彙報「醸造改良委員会と研究場」。
- (6) 『醸造試験所沿革誌』(醸造試験所、昭和四年五月)、三九ページ。
- (7) 奥田教廣「鑑定部の事務分享等」(『日本醸造協会雑誌』第七三卷第六号)。
- (8) 『醸造雑誌』第三一一号(明治三十四年七月一日)、彙報「内海内務大臣の訓令に就て」。
- (9) 同前、第三三九号(明治三十六年一月一日)、彙報「清酒醸造講習会(岡山)」。
- (10) 丹波杜氏、母子杜氏のばあいは彼らの丹波流醸造技術を地方の酒造家に伝授・指導するという立場からの酒造出稼労働者養成問題であり、またそのための醸造技術の研究・講習であった。
- (11) 奥村順四郎、前掲。
- (12) 古在由直、前掲。
- (13) なお、鹿文親、前掲書によると、明治三三酒造年度から技術官による酒造業への実地指導がおこなわれていたが、それが本格化するのは日露戦争以降のことであった(二五八ページ以下参照)。

四 小 括 —— 酒造業政策の意義

日清戦後の酒造業政策は明治三二年の第二次増税、三四年の第三次増税を契機にそれまでの増税一本槍の政策から酒造業保護政策へと転換していったが、その背景には増税反対運動があったのである。酒造税の増税は灘五郷などの大規模酒造業

の担税能力を前提としていたものであったから、地方の零細酒造業者の増税反対運動をまねいたのは当然のことであった。このことは増税問題をめぐる灘酒造業者と関東・東北の酒造業者の対立に象徴されたところである。地方の零細酒造業者が増税反対運動の一方、自家用料酒の製造禁止、酒造税法中への酒造組合の設置条項の規定、醸造試験所の設置の要求は戦後不況と増税による酒造経営の悪化からの脱出口として、さらに灘酒造業との競争上から、清酒市場の確保と拡大およびその基礎としての醸造技術の改良を目的としていたのである。政府が第二次増税を契機に零細酒造業者を中心とした保護政策へと転換していったもう一つの理由は、地租を凌駕した酒造税の収税確保の上から、彼らの担税能力の強化をはかる必要があったためである。政府の税源涵養上の必要と零細酒造業者の灘酒との競争上の必要が酒造業保護政策の実現を可能にしていたのであって、この点で両者の利害が一致していたのである。

明治三四年を画期に増税反対運動から醸造技術改良運動へと転換していった地方の零細酒造業は、日露戦後の醸造技術の指導体制の確立のもとで醸造技術の再編と酒造業の経営形態の編成替えへと展開していくのである。とくに、それは醸造試験所の官制公布（明治三七年五月）による醸造技術研究の本格化と醸造技術の開発、明治四三年六月の税務監督局鑑定部長会議の決定にもとづく技術官による醸造技術指導の開始と酒造出稼労働者養成・再編、各県の醸造技術改良に対する勸業費補助の開始と拡大など、政府、行政主導のもとで強力に進められていくのである。

註

(1) 地方の零細酒造業が灘酒と国内市場で対抗関係にただざるをえなかつた事情のひとつに、彼らの日清戦後の清酒の海外市場への進出の挫折、とくに官約移民政策のもとで年々増加を続けていたハワイへの農業出稼農民への清酒輸出の拡大意図の挫折から、結局は国内市場を中心とせざるをえなくなつた地方の零細酒造業の清酒市場の狭隘性の問題があった。ハワイ政府が排日運動の一環として明治三〇年七月から実施した「酒精飲料物、ワインおよびブドウ液その他の材料より製造した酒類飲料物の関税増加に関する法律」によつて、日本酒は一ガロン（約二升五合）一五セントから一ドルへと約六・六倍の輸入関税を負担することとなつた。その結果、ハワイにおける日本酒の輸入量は明治二九年の二二万ガロンから三一年には六万ガロンへと激減した (Francis

H. Conroy, *The Japanese Expansion into Hawaii, 1868 - 1898* (Univ. of Calif., 1949) pp. 177 ~ 178) なお、日本酒の海外輸出問題は明らかに検討を必要とする課題である。

本稿は昭和五三年度～五五年度文部省科学研究費補助金総合研究(A)「日本資本主義の展開過程と村落構造の変容」(研究代表者、矢木明夫)における研究成果の一部をなすものである。

『歴史と文化』正誤表

原書頁	誤	正
まえがき	6	研究と教育
27	築紫是国家要害之地 ^x	筑紫。是国家要害之地。
39	拾三宿 ^x	拾三宿。
41	駄馬百足 ^x	駄馬百足。
80	鹿文新 ^x	鹿。又新。
106	梁啓超 ^x	梁。啓超。
114	陳宝箴 ^x	陳宝箴。
146	排判 ^x	批判。
153	カリキエラム ^x	カリキエラム。
154	陸海軍通訳	陸海軍通訳
160	観るといふ立場	観る ⁽⁷⁾ といふ立場
164	相争クノ勢 ^x	相争ウノ勢
170	林子年 ^x の	林子平。の
309	松本中学校	松本第二中学校。